

# 令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託仕様書

## 1 適用

本仕様書は、「令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業」の企画提案に適用する。

## 2 事業の目的

静岡県では、少子高齢社会及びそれに伴う人口減少を受け、今後、内需の減少による経済規模の縮小や労働力不足など、様々な課題が深刻化すると予想される。

こうした状況の打開策として、令和4年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業（以下「本事業」という。）では、外国人材の取込みに焦点をあて、地域資源を活用した外国人材の地域受入促進計画を策定するほか、外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組を展開することにより、世界から選ばれる”ふじのくに”を目指す。

併せて、本事業実施後の当該地域の状況を分析することで、外国人材を取込むことが地域の発展に寄与するという意識の他地域への波及を狙う。

## 3 事業の期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

## 4 契約限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。なお、支払は、全ての事業が終了した後、精算払とする。

## 5 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・ 業務全体の責任者はプロジェクト管理の知識に長けている等、本事業を円滑に遂行するための必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・ 対象地域となる市町との連携が可能であること。
- ・ 対象とする地域の資源や産業・就業・生活及び外国人居住の状況に精通しており、各方面からの意見を集約しながら、その結果を外国人材地域受入促進計画及び外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組の展開に反映できる能力を有すること。

## 6 業務委託の内容

- (1) 外国人材地域受入促進計画策定

1	実施項目	<p>以下の項目を含む「外国人材地域受入促進計画」を策定し、紙媒体2部及び電子媒体を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域（市町）の選定と地域の概要</li> <li>・対象地域が既に策定する他の計画との関連性</li> <li>・策定された計画の対象地域での活用方法</li> <li>・外国人住民の受入状況や現状における課題の整理</li> <li>・対象地域において外国人材の受入れを加速化するための10年間の計画と計画終期における到達目標</li> <li>・計画初年度から3年度における具体的取組と到達目標</li> </ul>
2	特記事項	<p>計画策定に当たり、6（2）で作成する「先進事例調査書」及び6（3）で作成する「事業実施結果報告書」で得られた知見を計画に反映し、その関連性を明記すること。また、計画策定後、対象地域の市町と「外国人材地域受入促進計画」の内容を共有すること。</p>

(2) 先進事例調査

1	実施項目	<p>以下の内容を含む「先進事例調査書」を作成し、紙媒体2部及び電子媒体を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り上げた先進事例の選定理由</li> <li>・外国人材受入・定着支援のための先進事例調査結果</li> <li>・事例の結果に対する要因の分析及び課題の抽出</li> </ul>
2	特記事項	<p>先進事例は2例以上調査し、うち少なくとも1例は現地調査を伴うものとする。</p>

(3) 地域住民と外国人材の交流事業

1	実施項目	<p>以下の内容を含む「事業実施結果報告書」を作成し、紙媒体2部及び電子媒体を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域の住民と外国人住民及び外国人住民同士の交流等事業の実施概要及び結果概要</li> <li>・事業実施前後に実施した交流事業に関する広報の内容</li> <li>・アンケート等による実施事業の効果測定、課題の分析</li> </ul>
2	特記事項	<p>6（1）の計画に組み込まれているか、組み込むことを検討するために試験的に実施する事業であり、対象地域の住民と外国人住民及び外国人住民同士の交流を目的とした事業であること。</p>

7 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、本業務より知り得た全ての情報について、本業務中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさないこと。
- (2) 業務遂行のために県が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。

- (3) 業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

## 8 再委託

本契約に基づく業務の第三者への委託に関する取扱いについては、次に定めるものとする。

- (1) 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して許可なしに第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、事前に県に対し、委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得ること。

## 9 著作権の取扱

- (1) 受注者は、県に対し、受注者が本件業務上作成した成果品の所有権及び同成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び同第 28 条に定める権利を含み、受注者又は第三者 が本契約締結前から有していた著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除く。)を譲渡する。なお、当該所有権及び著作権の移転時期は、同成果品の引渡し時とする。
- (2) 受注者は、県に対し、著作者人格権(著作権法第 18 条(公表権)、第 19 条(氏名表示権)及び第 20 条(同一性保持権)に規定される権利)を行使することはできないものとする。
- (3) 受注者は、県に対し、本件業務の遂行につき第三者の権利を侵害せず、また本件業務上作成する成果品が第三者の権利を侵害しないことを保証する。
- (4) 受注者が本件業務の遂行のために第三者がその権利を有する知的財産を利用するときは、当該利用のために要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 本件業務の遂行又は成果品に関し第三者との間で紛争等が生じたときは、当該紛争の発生が県の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任及び負担において解決する。

## 10 その他

- (1) 法令はもとより、本県の条例、規則等を遵守し、県が最適な成果を得られるよう業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的な提案を県に対して行うこと。
- (2) 県及び受注者が共通認識を持てるよう、必要に応じて適切な説明資料を作成すること。
- (3) 本契約の中で作成する各種資料の書式については、県の定めがあるものを除き、受注者が提案し、県の承認を得ること。
- (4) 受注者は、本契約完了後であっても、本契約の範囲内における県の問い合わせ等に応じること。
- (5) 本仕様書に定められていないものは、双方協議して決めるものとする。